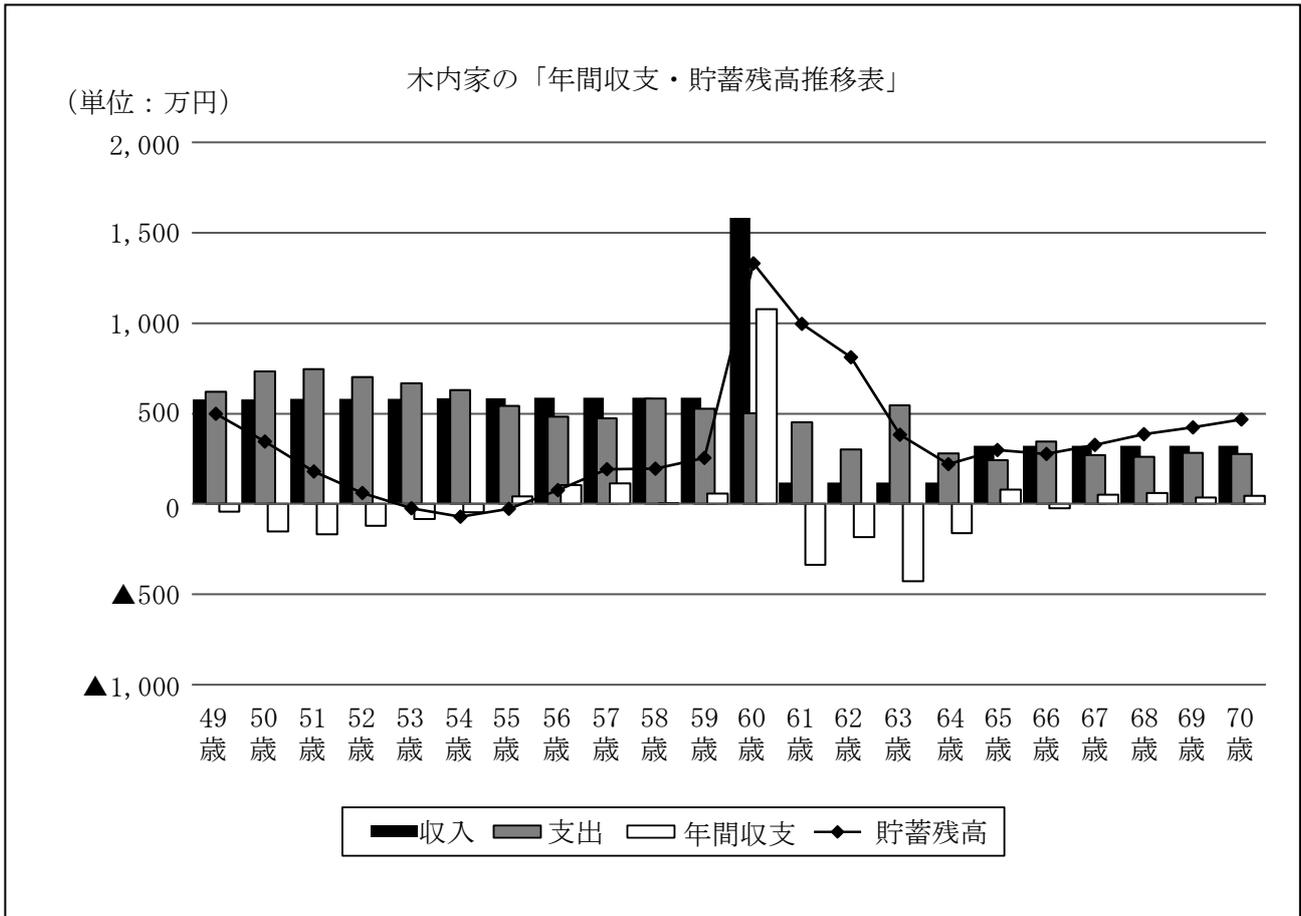


問 1

会社員の木内さん（49歳）は、大学生の長男と高校生の長女がおり、教育費に関する支出が今後大きく増えることを危惧しています。貯蓄残高も一時的にマイナスになる可能性があるため、税理士資格を有するCFP®認定者にキャッシュフローの分析を依頼したところ、次の<木内家の「年間収支・貯蓄残高推移表」>のようになることが判明しました。木内さんは53歳から55歳まで貯蓄残高がマイナスとなることから、今後のライフプランを真剣に考えて対策を検討することにしました。木内家の家計に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、定額減税、森林環境税および住民税の調整控除については考慮しないものとします。



<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円 (上限)

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	(A)×25%＋27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A)×15%＋68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A)×5%＋145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	(A)×25%＋27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A)×15%＋68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A)×5%＋145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円

＜住民税に関する資料：納税者の合計所得金額が900万円以下の場合＞

所得控除	社会保険料控除	所得税と同じ	
	生命保険料控除	1. 2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額	
		年間の支払保険料の合計	控除額
		15,000円以下	支払金額の全額
		15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 + 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4 + 17,500円
		70,000円超	35,000円
		2. 2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額	
		年間の支払保険料の合計	控除額
	12,000円以下	支払金額の全額	
12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2 + 6,000円		
32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4 + 14,000円		
56,000円超	28,000円		
地震保険料控除	1. 地震保険料		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
	50,000円以下	支払金額の1/2	
	50,000円超	25,000円	
	2. 旧長期損害保険料		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
5,000円以下	支払金額の全額		
5,000円超 15,000円以下	支払金額×1/2 + 2,500円		
15,000円超	10,000円		
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	330,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	330,000円	
	特定扶養親族	450,000円	
税率	道府県民税	4%	
	市町村民税	6%	
均等割額	年4,000円		

(注) 年間の支払保険料の合計とは、その年に支払った保険料の合計額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

<令和6年分 給与所得の源泉徴収票>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号) 1 2 3 4																	
		(役職名)																	
		氏名 (フリガナ) キウチ イチロウ 木内 一郎																	
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の合計額			源泉徴収税額									
給料・賞与	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円							
		7	500	000		5	650	000		3	154	000		1	52	100			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の有無等	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数			障害者の数 (本人を除く。)			非居住者である親族の数								
有	従有	千	円	人	従人	内	人	従人	人	内	人	従人	人	内	人	従人			
○		3	80	000	1				1										
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額										
内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円								
		1	184	000			6	4	000			3	6	000					
(摘要)																			
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額									
		36,000		180,000		14,000													
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除可能額		居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) キウチ アキコ		氏名 木内 明子		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		基礎控除の額		旧長期損害保険料の金額		所得金額調整控除額					
						0		0				0							
控除対象扶養親族		1 (フリガナ) キウチ ショウタ		氏名 木内 翔太		16歳未満の扶養親族		1 (フリガナ)		氏名		区分							
		2 (フリガナ) キウチ アゲミ		氏名 木内 明美				2 (フリガナ)		氏名		区分							
		3 (フリガナ)		氏名				3 (フリガナ)		氏名		区分							
		4 (フリガナ)		氏名				4 (フリガナ)		氏名		区分							
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職		受給者生年月日							
										就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日	
															昭和	50	07	08	
(受給者交付用)	支払者																		
	住所(居所)又は所在地		株式会社RD																
氏名又は名称		株式会社RD																	
		(電話)																	

(問題 1)

(設問A) 木内さんは現状を把握するため、2024年分の給与所得の源泉徴収票に基づき、給与収入から2024年中に給与天引きされた社会保険料等の額、2024年分の給与所得に対して課税される所得税および住民税の額を控除した後の手取り金額を算出することとした。2024年中に株式会社RDからの給与以外の収入がないものとした場合、木内さんの2024年における手取り金額として、正しいものはどれか。

(1) 2024年分の給与収入	()
(2) 2024年中に給与天引きされた社会保険料等の額	()
(3) 2024年分の給与所得に対して課税される所得税の額	()
(4) 2024年分の給与所得に対して課税される住民税の額	()
(5) 手取り金額 (= (1) - (2) - (3) - (4))	()

1. 5,830,900円
2. 5,873,900円
3. 5,874,100円
4. 5,877,900円

(問題2)

(設問B) 木内さんの妻(45歳)は、自宅近くのスーパーでパートタイムとして働くことを検討している。仮に2024年において木内さんの所得税額が増加しない範囲内において、木内さんの妻のパート収入が最も多くなるように働き収入を得た場合、木内さんの妻の所得税額として、正しいものはどれか。なお、2024年中における木内さんおよび木内さんの妻の収入は、給与収入のみであるものとし、記載のない事項については考慮しないものとする。

<合計所得金額900万円以下の納税者の配偶者に関する所得税の人的控除>

配偶者控除	38万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額
	48万円超 95万円以下	38万円
	95万円超 100万円以下	36万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	26万円
	110万円超 115万円以下	21万円
	115万円超 120万円以下	16万円
	120万円超 125万円以下	11万円
	125万円超 130万円以下	6万円
	130万円超 133万円以下	3万円

1. 0円
2. 23,500円
3. 47,500円
4. 51,000円

(問題3)

(設問C) 木内さんは、定年後の生活設計のために、定年退職時に支給される退職一時金についても試算をすることにした。木内さんが定年を迎える年に以下のとおり退職一時金が支給される場合、木内さんの退職一時金の税引後の手取り金額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、所得控除および住民税の均等割その他記載のない事項については考慮しないものとする。

支払者	一時金の支給額	備考
RD社	900万円	定年退職時における勤続期間は14年3ヵ月である。ただし、この勤続期間には病気治療による休職期間が4ヵ月含まれている。
勤労者退職金共済機構	300万円	中小企業退職金共済法による退職金であり、掛金の合計額は260万円とする。加入期間は10年8ヵ月で、すべて上記の勤務先における勤続期間内である。

- ・ 障害者になったことに基因する退職ではないものとする。
- ・ 木内さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出する予定である。
- ・ 上記の退職金は特定役員退職手当等に該当するものではなく、これまでに退職金の支給を受けたことはない。

1. 11,457,500円
2. 11,497,500円
3. 11,745,000円
4. 11,775,000円

(問題4)

(設問D) 木内さんは、定年退職後の60歳から70歳までの10年間、以下のとおりRA生命保険会社から個人年金を受け取る予定である。60歳の定年後から64歳までの収入は個人年金のみになるため、仮に、木内さんが定年後も嘱託として働き、63歳の年に年250万円の給与収入を得たものと仮定した場合、この年における税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

・ RA生命保険会社からの個人年金の年間の受取額等	
年金受取額	128万円
必要経費	72万円
・ 所得税の所得控除額	105万円
・ 住民税の所得控除額	95万円

1. 2,759,000円
2. 2,869,000円
3. 3,571,000円
4. 3,589,000円

(問題5)

(設問E) 個人年金による収入に加え、65歳以降は老齢基礎年金と老齢厚生年金の支給が始まる。木内さんが68歳の年に以下のとおり老齢年金の支給を受け、かつ、嘱託として働いて年120万円の給与収入を得た場合、この年における税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

・ RA生命保険会社からの個人年金の年間の受取額等	
年金受取額	128万円
必要経費	72万円
・ 老齢基礎年金と老齢厚生年金の受取額	190万円
・ 所得税の所得控除額	105万円
・ 住民税の所得控除額	95万円

1. 3,687,000円
2. 4,114,000円
3. 4,222,000円
4. 4,237,000円

問2

専業主婦の近藤さんは、父が生前に新築し、自宅として使用していた建物とその敷地を相続（単純承認）により取得しました。母もすでに他界していたため、この建物は相続時から現在まで空き家になっていましたが、このまま空き家をしているのは好ましくないと考え、不動産の有効活用について検討することにしました。近藤さんの不動産の有効活用に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、定額減税および森林環境税については考慮しないものとします。

(問題6)

(設問A) 近藤さんが、この建物を2025年1月1日より賃貸したときの収支の予想に関する資料等が以下のとおりである場合、近藤さんの2025年分の所得税における不動産所得の金額として、正しいものはどれか。

<収支に関する資料>

- ・ 貸家の年間賃料収入（総収入金額） 156万円
- ・ 固定資産税 14万円

<減価償却に関する資料>

- ・ 建物の取得価額（父の取得価額） 2,200万円
- ・ 建物の取得日（父の取得日） 2012年8月10日
- ・ 父の相続開始日 2018年3月13日
- ・ 耐用年数 22年

償却方法	償却率
定額法	0.046
定率法	0.091

<備考>

- ・ 確定申告は青色申告により行うものとし、青色申告特別控除額は10万円とする。
- ・ 賃貸物件は上記の貸家1棟のみである。
- ・ 償却方法の届出は行っていない。
- ・ 2024年末の未償却残高相当額は1,460万円である。

1. 91,400円
2. 308,000円
3. 408,000円
4. 648,400円

(問題7)

(設問B) 近藤さんが父から相続した建物を取り壊し、その敷地を2025年1月1日より駐車場として賃貸したときの収支の予想に関する資料等が以下のとおりである場合、近藤さんの2025年分の所得税における不動産所得の金額として、正しいものはどれか。

＜収支に関する資料＞

- ・ 駐車場の年間賃料収入（総収入金額） 210万円
- ・ 駐車場設備取得のための借入金返済額等
 - 元本返済額 14万円
 - 利子支払額（全額が必要経費となる） 2万円
- ・ 固定資産税 42万円
- ・ 建物の取壊し費用 65万円
- ・ 建物の取壊し時の時価 400万円

＜減価償却に関する資料＞

- ・ アスファルト舗装費用 80万円
- ・ 取得日 2024年12月20日
- ・ 事業供用日 2025年1月1日
- ・ 法定耐用年数 10年

償却方法	償却率
定額法	0.100
定率法	0.200

＜備考＞

- ・ 建物の取壊しおよび取壊し費用の支出は2024年中に行われるものとする。
- ・ 確定申告は青色申告により行うものとし、青色申告特別控除額は10万円とする。
- ・ この駐車場の駐車台数は8台である。
- ・ 償却方法の届出は行っていない。

1. 83万円
2. 140万円
3. 148万円
4. 158万円

(問題8)

(設問C) (問題6) および (問題7) における貸家経営と駐車場経営の賃貸開始2年目となる2026年の税引前キャッシュフローの比較に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、収入および経常的な支出については2025年と同じであるものとする。

1. 貸家経営は、駐車場経営より55万円キャッシュフローが良い。
2. 貸家経営は、駐車場経営より70万円キャッシュフローが良い。
3. 駐車場経営は、貸家経営より10万円キャッシュフローが良い。
4. 駐車場経営は、貸家経営より24万円キャッシュフローが良い。

問3

給与所得者に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、その年において納税者にとって最も有利な方法を選択するものとし、定額減税および森林環境税については考慮しないものとします。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題9)

(設問A) 工藤さんはHK株式会社の代表取締役社長である。2024年中に工藤さんがHK社から受け取った給与等の金額が以下のとおりである場合、工藤さんの2024年分の所得税の計算上、給与所得の収入金額として、正しいものはどれか。なお、工藤さんについて「事前確定届出給与に関する届出書」は提出されていない。

項目	金額	備考												
役員報酬	960万円	毎月80万円が支給されている。												
役員賞与	150万円	12月に支給されている。												
通勤手当	240万円	新幹線通勤の定期代として毎月20万円支給されており、非課税限度額15万円を超えている。支給金額は最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の金額であり、通常必要と認められるものである。												
渡切交際費	120万円	営業用交際費として毎月10万円支給されている。精算報告は行われず、法人の業務に使用したことが明らかではない。												
保険料	24万円	役員のみを対象とした下記の養老保険の年間の保険料である。 <table border="1" data-bbox="549 880 1256 1128"> <tbody> <tr> <td>保険契約者</td> <td>HK社</td> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td>工藤さん</td> </tr> <tr> <td>保険料負担者</td> <td>HK社</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>月額2万円(月払い)</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金の受取人</td> <td>工藤さんの遺族</td> </tr> <tr> <td>満期保険金の受取人</td> <td>工藤さん</td> </tr> </tbody> </table>	保険契約者	HK社	被保険者	工藤さん	保険料負担者	HK社	保険料	月額2万円(月払い)	死亡保険金の受取人	工藤さんの遺族	満期保険金の受取人	工藤さん
保険契約者	HK社													
被保険者	工藤さん													
保険料負担者	HK社													
保険料	月額2万円(月払い)													
死亡保険金の受取人	工藤さんの遺族													
満期保険金の受取人	工藤さん													

1. 1,170万円
2. 1,194万円
3. 1,314万円
4. 1,350万円

(問題10)

(設問B) 米田さんは、退職に備えて8年前に一時払養老保険を契約して自ら保険料を支払っており、その保険が2年後の2026年に満期となる。仮に米田さんの2026年分の給与所得等の状況が以下のとおりである場合、米田さんが満期保険金を受け取ることにより増加する手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。なお、住民税の計算において、均等割および調整控除については考慮しないものとする。

・ 給与所得の金額	600万円
・ 所得控除額	150万円(所得税および住民税とも同額として計算する)
・ 満期保険金の額	800万円(一時金で受け取るものとする)
・ 既払込保険料の額	520万円

1. 6,732,500円
2. 7,149,500円
3. 7,310,000円
4. 7,655,000円

問4

宇野さんは、2024年6月に勤めていた会社を退職し、2024年7月に個人で住宅リフォーム店を開業しました。宇野さんの事業所得等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、定額減税については考慮しないものとします。

(問題11)

(設問A) 宇野さんは、開業の年から青色申告の適用を受ける予定である。所得税の青色申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 青色申告を行う者が備え付けるべき帳簿および書類の保存期間は、最長4年間となっている。
2. 青色申告書には必ず貸借対照表と損益計算書を添付しなければならない。
3. 青色申告の承認を受けている年に生じた純損失は、その損失が生じた年の翌年以後7年間繰り越して、純損失の繰越控除の適用を受けることができる。
4. 青色申告書を法定申告期限内に提出できない場合、55万円または65万円の青色申告特別控除の適用を受けることはできないが、10万円の青色申告特別控除は適用を受けることができる。

(問題12)

(設問B) 宇野さんは、お店の開業に際して、生計を一にする配偶者から事業資金と店舗建物を借りている。この場合において、次の記述のうち、宇野さんの所得税の事業所得の必要経費に算入されるものとして、最も適切なものはどれか。

1. 配偶者が負担した店舗建物の固定資産税
2. 配偶者に支払った店舗建物の賃借に対する家賃
3. 配偶者から借りている事業資金に係る元金の返済額
4. 配偶者から借りている事業資金に係る適正な利率による利息

(問題 1 3)

(設問C) 宇野さんは、業務用に中古自動車の購入を考えており、購入予定の中古自動車に関する内容は以下のとおりである。仮に、2024年7月中にこの中古自動車を購入し、直ちに事業の用に供した場合、宇野さんの2024年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、この中古自動車の取得後の使用可能年数の見積りは困難であり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において定められた簡便な計算方法によるものとする。また、宇野さんは税務署に償却方法を届け出たことはなく、法定償却方法によるものとする。

- ・ 中古自動車の購入価額 100万円
- ・ 経過年数 1年6ヵ月
- ・ 法定耐用年数 6年
- ・ 償却率

耐用年数	定額法	定率法
4年	0.250	0.500
5年	0.200	0.400
6年	0.167	0.333

1. 250,000円
2. 125,000円
3. 100,000円
4. 83,500円

(問題 1 4)

(設問D) 宇野さんは、予定納税について知りたいと思っている。所得税における予定納税の原則的取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 所得税の予定納税は、予定納税基準額の2分の1に相当する金額を、9月末日までに納付しなければならない。
2. 予定納税額は、一定の期日までに税務署長から書面により通知されることにはなっていないため、納税者が予定納税額を自ら計算して申告する必要がある。
3. 廃業など一定の要件に該当する場合は、所定の期限までに「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されても、予定納税額を減額することはできない。
4. 所得税の予定納税を行わなければならないのは、予定納税基準額が15万円以上になる場合である。

問5

個人の事業に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題15)

(設問A) 神野さんは、2024年3月に勤めていた会社を退職し、2024年4月に個人で家具販売店を開業した。神野さんが事業を開始した2024年の所得等が以下のとおりである場合、神野さんの2024年分の所得税の計算上、2025年へ繰り越される純損失の金額として、正しいものはどれか。なお、神野さんは2024年分の所得税の申告から青色申告の適用を受けられ、2024年の青色申告書を申告期限内に提出し、純損失の繰越控除の適用が受けられるものとする。

所得の種類等	金額	備考
給与所得	240万円	—
事業所得	▲840万円	損失の金額には、被災事業用資産の損失は含まない。
退職所得	180万円	—
一時所得	100万円	—
所得控除額	150万円	—

1. 600万円
2. 560万円
3. 470万円
4. 320万円

(問題 16)

(設問B) 宮本さんは個人で飲食店を営んでおり、妻、長女および二女がキッチンスタッフおよびホールスタッフとして宮本さんの事業に従事している。2024年中にこれらの者に支払った給与の額が以下のとおりであった場合、宮本さんの2024年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される金額として、正しいものはどれか。

<妻、長女および二女に支払った給与の状況>

支払先	年齢	給与の額
妻	51歳	80万円
長女	26歳	300万円
二女	24歳	30万円

- ・ 妻は、2023年12月より病気のため入院しており、この病気療養のため、同月以降2024年8月までは宮本さんの営む事業に従事していなかった。2024年9月1日以後は同年末まで引き続き宮本さんの営む事業にもっぱら従事していた。支給した給与80万円は9月から12月までの分である。
- ・ 妻は宮本さんと生計を一にしており、上記の病気療養期間を除き、前年以前から宮本さんの事業にもっぱら従事している。また、長女も宮本さんと生計を一にしており、前年以前から宮本さんの事業にもっぱら従事している。
- ・ 二女は、宮本さんと別生計であるが、宮本さんの営む事業を手伝ったことからアルバイト代を支払ったもので労務の対価として相当と認められる。二女は正社員としてHC社に勤務しており、アルバイトは主としてHC社の休日に行ったものである。
- ・ 妻および長女に支払った給与は「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載された金額の範囲内のものであり、かつ、労務の対価として相当と認められる。二女については、「青色事業専従者給与に関する届出書」は提出していない。

1. 300万円
2. 330万円
3. 380万円
4. 410万円

(問題 17)

(設問C) 宮本さんは、飲食店での生産性向上に資する器具備品を購入し、その購入費用につき2024年10月に国庫補助金の交付を受けている。交付を受けた国庫補助金の額等の状況が以下のとおりであった場合、宮本さんの2024年分の所得税における事業所得の金額の計算上、国庫補助金の交付額のうち、総収入金額に算入すべき金額および減価償却費として事業所得の必要経費に算入すべき金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<交付を受けた補助金および交付目的適合資産の取得状況>

- 交付を受けた国庫補助金の額 900,000円

この国庫補助金は2024年12月31日までに返還不要が確定している。

- 交付目的適合資産の取得状況等

宮本さんは、以下の器具備品を購入し、2024年6月1日より事業の用に供している。

資産種類	取得年月	法定耐用年数	購入価額
器具備品	2024年6月	5年	1,980,000円

- ・ 器具備品の償却方法は定額法を選定するものとし、耐用年数5年の定額法償却率は0.200とする。

- | | | | |
|------------------|----------|-------|----------|
| 1. 総収入金額に算入すべき金額 | 0円 | 減価償却費 | 126,000円 |
| 2. 総収入金額に算入すべき金額 | 900,000円 | 減価償却費 | 126,000円 |
| 3. 総収入金額に算入すべき金額 | 0円 | 減価償却費 | 231,000円 |
| 4. 総収入金額に算入すべき金額 | 900,000円 | 減価償却費 | 231,000円 |

(問題 18)

(設問D) 柴田さんは、個人で都内に飲食店を営んでおり、業績好調のため2号店を出店することとした。2号店の出店に際し、店舗の賃借契約を締結し以下の一時金を支出している。これらのうち、柴田さんの2024年分の所得税の確定申告における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

区分	金額	備考
敷金	84万円	賃借契約終了の際、全額が返還されるものである。
礼金	72万円	賃借契約終了の際、全額が返還されないものである。
仲介手数料	24万円	不動産仲介会社に対し支出したものである。

- ・ 上記の一時金は、賃貸借契約の開始日である2024年3月12日に支出している。
- ・ 2号店の営業開始日は、2024年5月25日である。
- ・ 店舗の賃借期間は2年で、更新の際あらためて更新料を支出することになっている。
- ・ 柴田さんは、上記支出が繰延資産に該当する場合は2024年分の確定申告書に上記一時金の金額を記載のうえ、確定申告することを予定している。

1. 75万円
2. 60万円
3. 54万円
4. 32万円

問6

所得税の譲渡所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、定額減税および森林環境税については考慮しないものとします。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題 19)

(設問A) 給与所得者である井川さん(50歳)は、2024年分の給与所得について勤務先で年末調整を受けた。井川さんは住宅ローンの返済資金を捻出するために、以下の資産を2024年中に譲渡したため、2024年分の所得税について確定申告を行う予定である。井川さんの以下の資産の譲渡により増加する手取り金額(譲渡価額から、譲渡費用と確定申告により増加する所得税および住民税の合計を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。なお、住民税の均等割および調整控除は考慮しないものとする。

○年末調整の内容

- ・ 給与所得 5,400,000円
- ・ 所得税の所得控除額 2,000,000円
- ・ 所得税 252,500円

○上記の給与所得に対する住民税の内容

- ・ 給与所得 5,400,000円
- ・ 住民税の所得控除額 1,900,000円
- ・ 住民税 350,000円

○2024年中に譲渡した資産の内容等

資産名	取得年月	譲渡価額	取得費	譲渡費用
骨董品	2022年2月	82万円	136万円	4万円
金地金	2017年5月	1,200万円	450万円	2万円
合計	—	1,282万円	586万円	6万円

○各資産の譲渡により増加する手取り金額の計算

計算過程	金額
(1) 各資産の譲渡価額の合計	12,820,000円
(2) 各資産の譲渡費用の合計	60,000円
(3) 確定申告により増加する所得税と住民税の合計	***円
(4) 各資産の譲渡により増加する手取り金額(= (1) - (2) - (3))	***円

※問題作成の都合上、一部を「***」としている。

1. 10,674,500円
2. 11,713,000円
3. 11,725,000円
4. 11,800,000円

問7

一時所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題20)

(設問A) 目黒さんは、2024年中に保険金等を以下のとおり一時金で受け取っている。この場合において、目黒さんの2024年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

項目	HS生命保険	HT生命保険	HU生命保険
契約年月	1995年10月	1998年3月	2021年4月
保険金等の内容	解約返戻金	死亡保険金	入院給付金 手術給付金
保険金等の収入金額	300万円	600万円	30万円
支払保険料の総額	180万円	280万円	10万円
保険契約者	目黒さん	目黒さんの父	目黒さん
被保険者	目黒さん	目黒さんの父	目黒さん
保険料払込方法	一時払い	月払い	月払い

- ・ 支払保険料の総額は、収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。
- ・ 保険料は保険契約者が全額負担している。
- ・ 入院給付金と手術給付金は、2024年6月に目黒さんが遭遇した自動車事故に関して受け取ったものである。

1. 35万円
2. 45万円
3. 195万円
4. 205万円

問8

個人の株式等の譲渡等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、定額減税については考慮しないものとします。

(問題21)

(設問A) 天野さんの2024年分の所得等は以下のとおりである。所得税の配当所得についてすべて総合課税により確定申告をした場合、天野さんの2024年分の所得税に係る配当控除の金額として、正しいものはどれか。

○2024年中に支払いを受けた配当

銘柄	配当の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社TE	330,000円	6ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> 内国法人の非上場株式から生じた利益剰余金である。少額配当に該当するものはない。 年2回、2024年3月と2024年9月に受け取っている。
	570,000円	6ヵ月	

・配当の金額から控除する負債の利子はない。

○事業所得 11,600,000円

○雑所得 700,000円

○所得控除額 2,400,000円

1. 45,000円
2. 50,000円
3. 85,000円
4. 90,000円

(問題 2 2)

(設問B) 川久保さんの2020年から2024年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。各年分において上場株式の配当所得について申告分離課税方式により確定申告をした場合、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、川久保さんの2024年分の所得税の計算上、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。

年分	譲渡所得の金額		配当所得の金額
	銘柄	譲渡所得の内訳	
2020年分	株式会社TF	収入金額 340万円 取得費 370万円 譲渡費用 3万円	10万円
2021年分	株式会社TG	収入金額 224万円 取得費 240万円 譲渡費用 2万円	8万円
2022年分	—	取引なし	5万円
2023年分	株式会社TH	収入金額 414万円 取得費 400万円 譲渡費用 4万円	6万円
2024年分	株式会社TI	収入金額 199万円 取得費 154万円 譲渡費用 1万円	7万円

- ・ 川久保さんは、2020年分の所得税の確定申告以降、連続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2019年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、川久保さんは、いずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 少額投資非課税制度（NISA口座）による譲渡所得、配当所得は含まれない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の額である。
- ・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 10万円
2. 12万円
3. 18万円
4. 41万円

(問題 23)

(設問C) 細井さんの2024年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。細井さんの2024年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、細井さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、細井さんはこれまでに下記以外の上場株式等の取引を行っていないものとする。

銘柄	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する 取得費等	備考
GB株式	2022年 2月24日	2024年 8月27日	392万円	450万円	(注1)
GC株式	2019年 5月20日	2024年 6月13日	325万円	200万円	(注2)
GD株式	2024年 1月16日	2024年 8月29日	68万円	100万円	(注3)

(注1) 細井さんは、従前からB証券会社にB特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのB特定口座でGB株式の取引を行っている。なお、本年中にB特定口座で行われた取引はGB株式の譲渡のみである。

(注2) 細井さんは、従前からC証券会社にC特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのC特定口座でGC株式の取引を行っている。なお、本年中にC特定口座で行われた取引はGC株式の譲渡のみである。

(注3) 細井さんは、D証券会社に2024年1月から開始された新制度による少額投資非課税制度の口座（以下「NISA口座」という）を開設し、そのNISA口座でGD株式の取引を行っている。なお、本年中にNISA口座で行われた取引はGD株式の取得と譲渡のみである。

1. 35万円
2. 67万円
3. 93万円
4. 125万円

(問題 2 4)

(設問D) QM株式会社に勤務している橋口さんは、以下の条件でQM社から付与されたストック・オプションについて、2024年中にすべて権利行使をしてQM社の株式を取得し、同年中に全株式を売却した。なお、このほかに橋口さんが保有しているQM社の株式はない。橋口さんの2024年分の所得税の計算上、株式等に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、税制適格要件はすべて満たしており、その適用を受ける旨の届出をしている。また、2024年中に橋口さんが譲渡した株式はこのほかになく、譲渡費用は考慮しないものとする。

権利付与時のQM社の株式の時価	1株 3,000円
橋口さんへの付与株数	1,000株
権利行使株数	1,000株
権利行使価額	1株 5,000円
権利行使時のQM社の株式の時価	1株 7,000円
売却価額	1株 8,000円

1. 100万円
2. 200万円
3. 300万円
4. 500万円

問9

所得税の譲渡所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、所得税および住民税の金額は、所得控除を考慮せず計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとします。また、定額減税および森林環境税については考慮しないこととし、解答に当たっては、納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題25)

(設問A) 飯田さん(63歳)は、所有する土地および建物(以下「マイホーム」という)を2024年9月に売却した。マイホームの売却に関する資料は以下のとおりである。飯田さんのマイホームの譲渡所得に係る所得税および住民税の金額(合計額)として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件はすべて満たしているものとする。

<飯田さんのマイホームの売却に関する資料>

取得年月	1984年10月	購入価額	土地	3,000万円
			建物(鉄筋コンクリート造)(注1)	4,000万円
譲渡年月	2024年 9月	譲渡価額	土地および建物	8,600万円
			譲渡費用(注2)	290万円

(注1) 居住用建物(鉄筋コンクリート造)の法定耐用年数は47年である。

(注2) 譲渡費用は、譲渡年において現金で支払ったものである。

<「建物の取得費」等の計算方法>

○「建物の取得費」の計算方法

① 建物の購入価額	4,000万円
② 建物の減価償却費相当額	***万円
③ 建物の取得費(=①-②)	***万円

○定額法(旧定額法)の償却率

年数	47年	70年	71年
償却率	0.022	0.015	0.014

※問題作成の都合上、一部を「***」で表示している。

1. 456,400円
2. 658,000円
3. 940,000円
4. 2,069,200円

問10

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

配偶者の 合計所得金額 \ 納税者の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

(問題 26)

(設問A) 山根さんの家族構成および2024年分の収入等は以下のとおりである。この場合、山根さんの2024年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員山根さんと同居し、生計を一にしている。

続柄	年齢	備考
山根さん本人	50歳	会社員で給与所得は350万円である。夫との死別後は再婚しておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者はいない。
長男	21歳	大学生でアルバイトによる給与所得が30万円ある。
二男	15歳	中学生で所得はない。
山根さんの母	78歳	公的年金による雑所得が42万円ある。
夫	54歳	2024年3月に死亡。死亡時まで山根さんと婚姻関係にあり同居し、生計を一にしていた。死亡時における2024年分の合計所得金額は25万円であった。

- ・ 上記内容は、山根さんの夫については死亡時の現況であり、その他の者については2024年12月末時点の現況である。
- ・ 障害者、特別障害者に該当する者はいない。

1. 207万円
2. 217万円
3. 242万円
4. 280万円

(問題 27)

(設問B) 社員の安藤さん(62歳)とその妻(61歳)の2024年における収入等が以下のとおりである場合、安藤さんに適用される配偶者特別控除の金額として、正しいものはどれか。

○安藤さんの収入等

給与所得：930万円

家庭用の自家用車の売却益：35万円

○妻の収入等

給与所得：50万円

不動産所得：62万円(相続したアパートを賃貸しており、青色申告特別控除後の金額)

- ・ 安藤さんは妻と同居し、生計を一にしている。
- ・ 2024年12月末時点の現況である。

1. 7万円
2. 13万円
3. 14万円
4. 26万円

(問題 28)

(設問C) 湯本さんが2024年中に支払った医療費等が以下のとおりである場合、湯本さんの2024年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、湯本さんの2024年分の総所得金額等は500万円であり、2024年分の医療費控除の金額が最も多くなるように計算すること。

治療等を受けた者	内容	2024年中における支払金額	備考
湯本さん	内科の治療費等	60,000円	人間ドックの費用30,000円が含まれている。この人間ドックで重大な疾病が見つかり引き続き治療を行った。
	薬局で購入した薬代	50,000円	全額が特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当する。
妻	眼科の治療費	20,000円	2023年中に受けた診察に係る治療費10,000円が含まれている。
長女	薬局で購入した薬代	40,000円	全額が特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当する。

- ・ 湯本さんと妻は同居し、生計を一にしている。
- ・ 長女は、2024年5月に結婚するまで湯本さんと同居し生計を一にしており、薬代は湯本さんと生計を一にしていた期間に支払ったものである。
- ・ 湯本さんは、2024年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組みとして、一定の取組みを行っており、セルフメディケーション税制の適用要件を満たしている。

1. 40,000円
2. 60,000円
3. 70,000円
4. 78,000円

(問題29)

(設問D) 個人事業主の小山さんおよびその家族が、2024年中に支払った社会保険料の金額の内訳が以下のとおりである場合、小山さんの2024年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる社会保険料控除の金額として、正しいものはどれか。

種類	金額	備考
国民年金	200,140円	小山さん本人分である。
国民年金	200,140円	事業専従者である妻の分で、小山さんが負担している。
国民年金	249,700円	大学生の長男の分で、小山さんが支払った。このうち、過年度の未納分49,560円が含まれている。
国民健康保険・介護保険	550,000円	小山さんの家族の分で、小山さんが負担している。
介護保険・後期高齢者医療保険	80,200円	母の分で、このうち介護保険料30,000円は母の公的年金から徴収されている。残りは小山さんの銀行口座から振替されている。

・ 小山さんの家族は、小山さん本人、妻、長男、母であり、全員小山さんと同居し、生計を一にしている。

1. 1,150,420円
2. 1,200,620円
3. 1,250,180円
4. 1,280,180円

問 1 1

所得税の損益通算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 30)

(設問A) 会社員の羽田さんは、銀行借入れにより賃貸用マンションを購入した。羽田さんの2024年分の各種所得の状況等が以下のとおりであった場合、羽田さんの2024年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、その年分の所得の金額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

- 給与所得 900万円
- 不動産所得に係る事項
- ・ 賃貸収入 320万円
 - ・ 必要経費 400万円
 - (内訳) 支払利息 150万円 (賃貸用マンション取得に要した借入金利子)
 - その他経費 250万円 (必要経費として適正額)
- 賃貸用マンション購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	3,000万円	自己資金	1,200万円
建物	4,200万円	銀行借入金	6,000万円
合計	7,200万円	合計	7,200万円

※土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。

※銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

1. 8,200,000円
2. 8,650,000円
3. 8,825,000円
4. 8,950,000円

問12

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、定額減税は考慮しないものとします。

（問題31）

（設問A）香川さんと香川さんの妻は共働きの会社員であるが、2024年6月に新築マンションを購入し、購入後直ちに居住を開始した。香川さん夫妻が購入したマンションの概要等が以下のとおりである場合、香川さん夫妻の2024年分の所得税の計算上、確定申告により受けられる2人の住宅ローン控除の金額（合計額）として、正しいものはどれか。

<香川さん夫妻が購入したマンションの概要>

- ・ 床面積 65m²（すべて居住用である）
- ・ 取得価額 5,100万円

※認定長期優良住宅に該当する。

※香川さん2/3、香川さんの妻1/3の共有名義で登記をしている。

<取得資金の内訳>

調達先	金額	2024年の 年末借入金残高	返済期間	金利	債務者	備考
自己資金	1,000万円	—	—	—	—	(注1)
金融機関	3,000万円	2,970万円	30年	1.7%	(注2)	—
香川さんの父	500万円	480万円	10年	1.0%	香川さん	(注3)
香川さんの 勤務先から の社内融資	600万円	580万円	10年	1.2%	香川さん	(注4)

(注1) 自己資金の内訳は、香川さん300万円、香川さんの妻700万円である。

(注2) 香川さんと香川さんの妻の連帯債務であり、登記割合に応じて返済している。

(注3) 香川さんは香川さんの父との金銭消費貸借契約により借入れしている。

(注4) 香川さんは勤務先の役員ではない。

<その他>

- ・ 香川さんと香川さんの妻は、いずれも40歳未満である。
- ・ 2024年分の年末調整後の所得税額は、香川さんが163,400円、香川さんの妻が81,700円である。
- ・ 住宅ローン控除の適用を受けるための要件は、すべて満たしているものとする。

1. 163,400円
2. 207,900円
3. 232,700円
4. 245,100円

問 1 3

所得税における純損失の繰越控除に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 2)

(設問A) 谷口さんは2024年3月まで勤めていた会社を退職し、2024年4月から個人で飲食店を開業した。2024年から2028年までの所得等が以下のとおりである場合、谷口さんの2028年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、谷口さんは開業時から青色申告書(損失申告書を含む)を申告期限内に適正に提出しており、純損失の繰越控除の適用があるものとする。また、純損失の繰戻還付の適用はないものとする。

年分	各種所得の金額	所得控除額
2024年	給与所得 90万円	100万円
	事業所得 ▲750万円	
	退職所得 120万円	
2025年	事業所得 ▲50万円	110万円
2026年	事業所得 150万円	120万円
2027年	事業所得 350万円	100万円
2028年	事業所得 750万円	130万円
	配当所得 60万円	

※事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額はない。

※2028年の配当所得は少額配当には該当せず、総合課税の適用を受けている。

1. 570万円
2. 590万円
3. 630万円
4. 760万円

問 1 4

所得税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円 (上限)

(問題 3 3)

(設問A) 唐沢さんは株式会社PAに勤務する会社員である。唐沢さんの2024年中の収入が以下のとおりである場合、唐沢さんの2024年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

○給与収入等に関する事項

- ・ 基本給 770万円
- ・ 在宅勤務手当 10万円 (注1)
- ・ 通勤手当 20万円 (注2)
- ・ 賞与 150万円

(注1) 在宅勤務手当は社員が在宅勤務した場合の通信費および光熱費等の負担額として在宅勤務1日当たり2,000円を渡切りで支給しており、唐沢さんは、PA社に対し使途の報告を求められていない。

(注2) 唐沢さんは鉄道を利用して通勤しており、当該金額は一般の通勤者につき通常必要と認められるものである。

※唐沢さんは、唐沢さんと同居し生計を一にする長男(21歳)および二男(16歳)がいる。長男、二男はいずれも収入はない。

※年齢は2024年12月末日の現況である。

1. 718万円
2. 727万円
3. 735万円
4. 745万円

問15

所得税の計算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、定額減税については考慮しないものとします。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円 (上限)

(問題 3 4)

(設問A) 細川さんの2024年における所得等の状況が次のとおりであった場合、細川さんの2024年分の所得税額として、正しいものはどれか。

所得	金額		備考
給与所得	収入金額	140万円	—
退職所得	収入金額	500万円	勤続年数は9年である。
事業所得	収入金額	1,400万円	細川さんの個人事業に係るものである。
	必要経費	1,025万円	
不動産所得	収入金額	300万円	事業的規模ではない。必要経費には土地負債利子は含まれていない。
	必要経費	370万円	

※細川さんの所得控除の金額は、95万円である。

※細川さんは、青色申告特別控除額65万円の適用要件を満たしている。

※細川さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に会社に提出している。

※細川さんは、過去に退職金の支給を受けたことはない。

※細川さんの退職は、障害者になったことを基因とする退職ではない。

※細川さんの退職所得は、特定役員退職手当等に該当するものではない。

1. 167,500円
2. 232,500円
3. 237,500円
4. 262,500円

問16

所得税の申告に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題35)

(設問A) 青色申告を行う牧村さんは、開業以来、青色申告による確定申告を連続して期限内に行っていたが、2023年分の所得税の確定申告書を期限内に提出することができず、期限後に行った。期限後に申告した場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、税務署長がやむを得ない事情があると認めるとき等、特に記載のない事項については、考慮しないものとする。

1. 青色申告特別控除の適用を受けることができない。
2. 純損失の繰越控除の規定の適用を受けることができない。
3. 各種所得の損益通算の適用を受けることができない。
4. 純損失の繰戻しによる還付の規定の適用を受けることができない。

問 17

消費税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。
なお、解答に当たっては、課税期間の納税額が最も少なくなる方法によるものとします。

(問題36)

(設問A) 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のこととする。

1. インボイス制度は2023年10月1日より開始され、事業者が適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者に限られる。
2. 適格請求書発行事業者に該当する者が、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合には、消費税の課税事業者を選択しない限り、当該課税期間に係る消費税の納税義務が免除される。
3. 適格請求書発行事業者が発行する適格請求書には、適格請求書発行事業者の登録番号など、消費税法で定められた一定の事項が記載されている必要がある。
4. 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできないが、一定の条件の下、インボイス制度開始後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置がある。

(問題37)

(設問B) 消費税の申告および納税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法人の消費税の確定申告期限は、所定の手続きにより、法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人に限り、事業年度終了の日の属する課税期間については、1ヵ月延長することができる。
2. 法人、個人事業者にかかわらず、消費税の課税事業者は、法令で定める中間申告不要な事業者該当しない限り、前課税期間の消費税の年税額が24万円(国税)を超える場合には、中間申告書を提出しなければならない。
3. 個人事業者の事業年度は暦年であるため、個人事業者については消費税の課税期間も暦年となり、課税期間を3ヵ月ごと、1ヵ月ごとに区分して短縮できる課税期間の特例制度はない。
4. 個人事業者には、原則として、課税期間の翌年3月31日までに納付すべき消費税についてその1/2相当額以上を納付すれば、所定の手続きにより残額の納付期日を延期できる延納制度がある。

問18

個人事業税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 妹尾さんは、2024年に個人で食パン店を開業した。妹尾さんには、そのほかに相続した不動産の貸付けによる収入もある。妹尾さんの2024年分の所得税青色申告決算書（一般用および不動産所得用）の内容が以下のとおりである場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、売上（収入）金額は全額事業税の課税対象となるものである。また、年中途での廃業はなく、1年を通して事業は行われているものとする。

科目	事業所得の金額	不動産所得の金額
売上（収入）金額	1,050万円	500万円
必要経費	600万円	545万円
差引金額	450万円	▲45万円
青色事業専従者給与	60万円	—
青色申告特別控除前の所得金額	390万円	▲45万円
青色申告特別控除額	65万円	—
所得金額	325万円	▲45万円

※2023年に純損失▲20万円が発生しているが、適正に繰り越されている。

※事業所得ならびに不動産所得を生じる事業はいずれも第一種事業に該当する。

※青色事業専従者給与の金額は、勤務の状況などからみて適正なものである。

1. 17,500円
2. 27,500円
3. 40,000円
4. 47,500円

問 19

大場さんは個人で輸入雑貨の小売店を営んでいます。売上が順調に増加していることから、法人成りを検討することにしました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 39)

(設問A) 会社設立後のある事業年度(4月1日から翌年3月31日までの12ヵ月)において、法人が毎月25日に代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

支給月	金額	支給月	金額
4月	60万円	10月	75万円
5月	60万円	11月	75万円
6月	60万円	12月	75万円
7月(※1)	75万円	1月(※2)	65万円
8月	75万円	2月	65万円
9月	75万円	3月	65万円

(※1) 6月の定時株主総会において、7月からの役員給与を月額60万円から75万円に改定することが決議されたことによるものである。

(※2) 業績目標に達しなかったため、内部留保を増やす目的で臨時株主総会を開催し、1月からの給与を月額75万円から65万円に減額改定することが決議されたことによるものである。

(注) この事業年度における、代表取締役の役職の変更や職務内容の変更などによる臨時改定事由は生じていないものとする。

1. 15万円
2. 60万円
3. 105万円
4. 195万円

(問題40)

(設問B) 法人税と所得税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 法人税では、固定資産の減価償却費を任意に損金から除外することはできないが、所得税では、固定資産の減価償却費を必要経費とするか否かは納税者の任意となっている。
2. 法人税では、支出した交際費等の全額が損金になるとは限らないが、所得税では、事業に必要な交際費等の支出であればその全額が必要経費となる。
3. 法人税では、代表取締役と生計を一にする配偶者について、もっぱら事業に従事していなくても支給した給与を損金に算入することができるが、所得税では、事業主と生計を一にする配偶者について、事業に専従していなければ支給した給与を必要経費に算入することはできない。
4. 法人税では、代表取締役に支給した退職金は、不相当に高額な部分の金額を除き損金に算入することができるが、所得税では、事業主に支給した退職金を必要経費に算入することはできない。

(問題41)

(設問C) 大場さんの知人である浜松さんが、その設立する会社(同族会社に該当し、事業年度は1月1日から12月31日までの12ヵ月)から支給を受ける役員給与等の内容が以下のとおりである場合、浜松さんの給与の収入金額およびその会社の法人税における課税所得の金額の計算上、損金不算入となる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、定期同額給与については、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

内容	金額
定期同額給与に該当する給与	840万円
毎月定額の渡切交際費(月額8万円×12ヵ月)	96万円
浜松さんが業務の遂行に際して行った海外渡航に係る旅費 ※業務の遂行上必要と認められ、かつ、渡航のために通常必要と認められる部分の金額は80万円である。	100万円
社宅の家賃として会社から家主へ支払った額(月額26万円×12ヵ月) ※浜松さんからの徴収額:168万円 (税務上の適正額:月額13万円×12ヵ月)	312万円

- | | | | |
|------------|-------|--------|-------|
| 1. 給与の収入金額 | 936万円 | 損金不算入額 | 20万円 |
| 2. 給与の収入金額 | 936万円 | 損金不算入額 | 116万円 |
| 3. 給与の収入金額 | 956万円 | 損金不算入額 | 20万円 |
| 4. 給与の収入金額 | 956万円 | 損金不算入額 | 116万円 |

問20

株式会社GFは、建設用金属製品の製造業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が100人未満の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、GF社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、適用除外事業者以外の中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

<資料>

当期（2023年4月1日～2024年3月31日）のGF社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

<租税公課に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

利子税（前期分確定法人税の納期延長に係るもの）	40千円
法人税（当期中間分の本税）	7,460千円
地方法人税（当期中間分の本税）	760千円
法人住民税（当期中間分の本税）	1,210千円
法人事業税（当期中間分の本税）	2,390千円
特別法人事業税（当期中間分の本税）	820千円
固定資産税	980千円
印紙税	500千円
交通反則金（内訳は役員が業務中に起こした違反に係るものが80千円、従業員が業務中に起こした違反に係るものが130千円であり、いずれもGF社の業務の遂行に関連して科されたものである。）	210千円

<接待交際費に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 得意先に対する見本品や試用品の供与費用（通常要する費用） 935千円
- ・ 得意先を自社新製品展示会に招待した際の交通費・宿泊費等（通常要する費用） 812千円
- ・ 代表取締役に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる） 720千円
- ・ 当社得意先、仕入先へのお中元・お歳暮の贈答費用 1,044千円
- ・ 得意先との打合せ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額 144千円
一次会の費用32千円と二次会の費用112千円の合計であり、参加人数はそれぞれ8人である。なお、一次会と二次会はそれぞれ単独で行われたと認められる。
- ・ その他税務上交際費等の額と認められる金額 16,942千円
（この金額には飲食その他これに類する行為のために要する費用に該当するものが15,950千円含まれている）

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

<旅費交通費に関する事項>

海外出張の旅費として2,320千円（代表取締役分1,320千円と同伴者である代表取締役の妻の分1,000千円の合計）を支払い、これを旅費交通費として当期の費用に計上している。妻はGF社の業務に従事しておらず、業務遂行上の必要性は認められない。また、代表取締役の旅費のうち通常必要と認められる金額は800千円である。

<貸倒損失に関する事項>

取引先名	貸倒損失の金額	備考
GG社	700千円	GG社に対し当期12月に発生した売掛金700千円を有しているが、債務超過状態が継続しており、当期にGG社が会社更生法による更生手続開始の申立てを行ったため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、当期末において会社更生法の認可決定はされていない。
GH社	500千円	継続的な取引先であるGH社に対し貸付金500千円を有しているが、最後の弁済を受けてから1年以上経過したため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
GI社	1,100千円	GI社に対し貸付金1,000千円および前渡金100千円を有しているが、同社の資産状況および支払能力からみて、その全額の回収が不能であると認められるため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。

(問題 4 2)

(設問A) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 9,430千円
2. 9,560千円
3. 9,640千円
4. 9,680千円

(問題 4 3)

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 10,067千円
2. 10,083千円
3. 10,098千円
4. 10,879千円

(問題 4 4)

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与（報酬・賞与）のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,440千円
2. 1,520千円
3. 2,240千円
4. 2,320千円

(問題 4 5)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,200千円
2. 1,300千円
3. 1,600千円
4. 2,300千円

(問題46)

(設問E) GF社の同業他社である株式会社GJ(資本金1,000万円)の課税所得の推移が以下のとおりである場合、第13期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、GJ社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前課税所得金額
第1期	2011年4月1日～2012年3月31日	白色	▲9,120千円
第2期	2012年4月1日～2013年3月31日	青色	▲81,925千円
第3期	2013年4月1日～2014年3月31日	青色	▲20,145千円
第4期	2014年4月1日～2015年3月31日	青色	▲21,550千円
第5期	2015年4月1日～2016年3月31日	青色	30,823千円
第6期	2016年4月1日～2017年3月31日	青色	10,372千円
第7期	2017年4月1日～2018年3月31日	青色	▲20,748千円
第8期	2018年4月1日～2019年3月31日	青色	1,100千円
第9期	2019年4月1日～2020年3月31日	青色	10,871千円
第10期	2020年4月1日～2021年3月31日	青色	17,800千円
第11期	2021年4月1日～2022年3月31日	青色	11,772千円
第12期	2022年4月1日～2023年3月31日	青色	18,566千円
第13期	2023年4月1日～2024年3月31日	青色	46,273千円

※災害損失金の繰越控除の適用を受ける損失金は、設立以来の各事業年度において発生していない。

1. 20,748千円
2. 42,298千円
3. 43,064千円
4. 46,273千円

問 2 1

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 7)

(設問A) 株式会社P Bの取締役である横川さんは、2024年中に横川さんが所有する土地をP B社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、横川さんの2024年分の所得税の計算上、これらの土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

摘要		X土地	Y土地
取得に関する資料	取得年月	2003年7月	1997年9月
	取得費	1,200万円	1,800万円
譲渡に関する資料	譲渡年月	2024年7月	
	譲渡価額	1,500万円	2,700万円
	譲渡時の時価	2,500万円	7,200万円
	譲渡費用	140万円	

- ・ 横川さんは、X土地およびY土地を一の契約によりP B社に譲渡している。
- ・ X土地およびY土地は横川さんの居住の用に供されたことはない。

1. 1,060万円
2. 2,060万円
3. 5,560万円
4. 6,560万円

(問題 4 8)

(設問B) (問題47)における、P B社の法人税法上の取扱いに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. P B社におけるX土地の取得価額は、購入時の時価である2,500万円である。
2. P B社におけるX土地の取得価額は、購入価額である1,500万円である。
3. P B社におけるY土地の取得価額は、購入時の時価である7,200万円の2分の1に相当する3,600万円である。
4. P B社におけるY土地の取得価額は、横川さんの土地の取得費1,800万円である。

問 2 2

次の小売業のチェーン店を営む株式会社P C（毎期3月末日を期末日とする1年決算会社）の財務諸表に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

貸借対照表 (単位：百万円)

勘定科目	当期	勘定科目	当期
流動資産	4,000	流動負債	2,400
固定資産	8,000	固定負債	4,200
有形固定資産	4,400	純資産	5,400
無形固定資産	2,400	資本金	2,750
投資その他の資産	1,200	利益剰余金	2,650
資産合計	12,000	負債・純資産合計	12,000

損益計算書 (単位：百万円)

勘定科目	前期	当期
売上高	12,000	11,000
売上原価	8,400	7,800
売上総利益	3,600	3,200
販売費及び一般管理費	2,900	2,400
営業利益	700	800
営業外収益	15	25
営業外費用	45	50
経常利益	670	775
特別利益	10	50
特別損失	80	650
税引前当期純利益	600	175
法人税、住民税及び事業税	180	55
当期純利益	420	120

(問題 49)

(設問A) P C社の貸借対照表から読み取れる次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 流動比率は短期的な支払能力を示す指標であり、P C社の流動比率は150%以上である。
2. 固定比率は固定資産を返済義務のない自己資本でどれだけ賄っているかを示す指標であり、P C社の固定比率は70%未満である。
3. 固定長期適合率は固定資産を固定負債と自己資本でどれだけ賄っているかを示す指標であり、P C社の固定長期適合率は100%以上である。
4. 自己資本比率は総資本に占める自己資本の割合を示す指標であり、P C社の自己資本比率は40%未満である。

(問題 50)

(設問B) P C社の当期の損益計算書を前期と比較した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 売上高は減少しているが、売上高総利益率は上昇している。
2. 法人税法上の所得金額は税引前当期純利益と常に一致するため、法人税等の減少は税引前当期純利益の減少によるものであるといえる。
3. 当期純利益が減少しているため、資金繰りは悪化しているといえる。
4. 当期純利益が減少しているのは主として毎期経常的に発生しない臨時的な経済活動により生じた損失が主な原因といえる。